



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件).....

.....(環境局多摩環境事務所環境改善課).....一

○都立公園の位置、区域及び面積の変更.....

.....(建設局公園緑地部公園課).....三

告示(選)

○個人、政党及び政党等演説会場の指定.....四

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し.....五

公告

○都市計画事業の事業計画の変更.....

.....(建設局公園緑地部計画課).....五

告示

●東京都告示第五百九十五号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第

一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、

当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚

染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずること

とが必要な区域 (以下「要措置区域」という。) を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月十四日

東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり (日野市日野台三丁目地内)

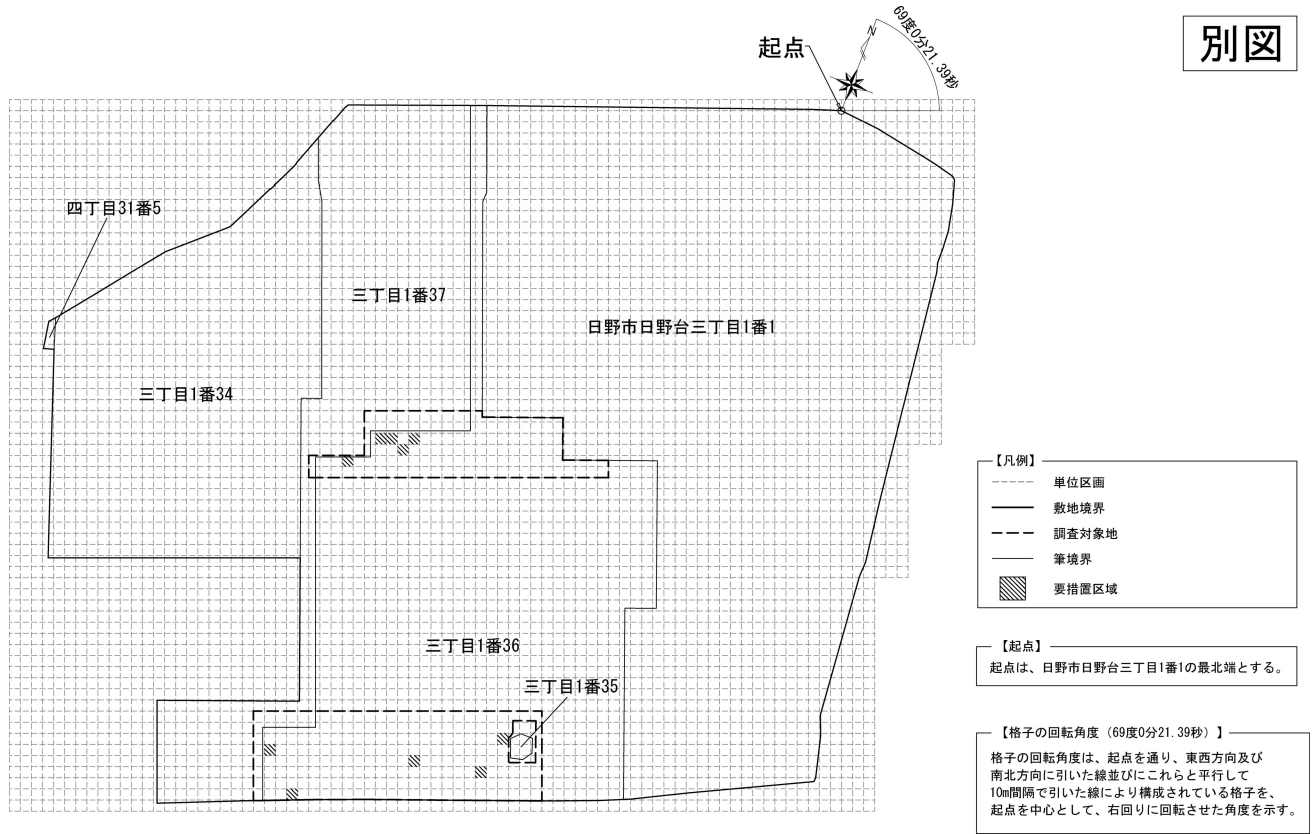
二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



●東京都告示第五百九十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物